

仕 様 書

年 度	令和 6 年度
-----	---------

場 所 三原市西野五丁目 西野浄水場

名 称 ろ過池掻取工事

種 別 原水及び浄水 第 号

期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで (契約締結後 日間)

概 要 緩速ろ過池掻取り A=1,100m²

ろ過池掻取工事仕様書

目詰まりした緩速ろ過池のろ過機能を回復させるために行う緩速ろ過池の削取り等の掻取工事は、緩速ろ過によって作るろ過水の水質の安全性を確保するため、次のとおり施工すること。

- 1 削取り実施開始から終了まで、現地責任者を常駐させること。
- 2 削取り実施日が雨天等により、ろ過池の管理上、問題が生じる恐れがあるときは、発注者の指示に従い、工事を延期すること。
- 3 ろ過池に入る前に、次亜塩素酸ナトリウムを入れた洗い桶で履物（できるだけ幅の広い底の平らなもの）を消毒し、ろ床を汚染しないようにすること。なお使用は、ろ過池内のみとすること。
- 4 ろ過池へは梯子を使ってゆっくり降りることとし、飛び降りたりしないこと。
- 5 削取りに使用する用具は、十分に洗浄した清潔なものを使用すること。
- 6 スコップ等を砂面に突き刺し、砂層を傷めるような行為はしないこと。
- 7 流入口の水抜き清掃、及び、ろ過池周辺の壁面を丁寧に掃除すること。
- 8 砂面排水柵内部の水抜きをし、砂、汚泥等を取り除き清掃すること。
- 9 ろ過池内への機械搬入は、クレーン付トラックで、ろ過池内に吊降ろし、作業完了後、再びクレーン付トラックで作業機械類を池外へ吊上げ搬送すること。
- 10 ろ過池干水後、砂層の表面を削取り機により平坦に1 cm の厚さで均等に削取ること。なお、削取り機の操作は受注者が行うこと。ベルトコンベア据付箇所及び機械旋回箇所などの機械削取り作業が困難な範囲は、人力により汚砂削取り作業を行うこと。
- 11 各機械への燃料補充は、作業開始前にろ過池外で補充し、ろ過池内では補充しないこと。

- 12 削取りした砂面を汚砂等によって汚染しないよう注意すること。
- 13 砂面の高低差がある場合、また、削取りによって高低差が生じた場合は、高い面を厚めに削取りし砂面を水平に保つようにすること。
- 14 削取った砂は、場内の砂置き場に搬送すること。また、6回に1回はショベルカーなどで押し、積み上げること。
- 15 削取り後、砂層面の凹凸がないよう不陸調整・敷き均しをすること。
- 16 発注者の指示により、流入口を砂面保護ブロックの嵩上げをすること。
- 17 藻が多い場合は、藻だけを集め、発注者が指定する場所に搬入すること。
- 18 発注者が貸与する機械（砂掻上機・砂運搬車・ベルトコンベア）以外の工事に使用する用具及び機械は、原則として受注者が負担すること。
- 19 工事終了後、ろ過池周囲の汚砂等の清掃を行い、用具は水洗いをして受注者において適切に管理すること。必要があれば、発注者の承諾を得たうえで、用具等及び機器を発注者が指定する浄水場内の場所に置くことができる。
- 20 工事開始から遅くとも2日以内にすべての作業を終了させること。
- 21 腸内細菌検査を年2回（半年に1回）実施し、検査結果報告書を発注者へ提出すること。
- 22 仕様書に疑義を生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

（参考）年間の削取り回数は、概ね45回程度を予定していますが、浄水水量、水質の変動により変動するため、実施回数を保証するものではありません。

ろ過池掻取工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
構造物工事(浄水場等)02						
ろ過池掻取	1	式			Lv1	
ろ過池掻取工	1	式			Lv2	
清掃及び掻取工	1	式			Lv3	
ろ過池清掃	1	式			Lv4	
掻き取り t=10mm	1	式			Lv4	
敷き均し	1,100	m2			Lv4	
発生土処理	1,100	m2			Lv3	
汚砂処理	1	式			Lv4	
	1	式				

広島県水道広域連合企業団三原事務所

ろ過池掻取工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

ろ過池掻取工事

工 事 数 量 総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
消費税等相当額						
合計	1	式				